

令和 3 年度

第 6 回 第一農地部会定例会議事録

令和 3 年 9 月 3 0 日 (木)

上越文化会館 4 階 大会議室

令和3年度第6回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和3年9月30日(木) 午前9時

場 所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	6番 古川 政繁	7番 篠宮 英樹
8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮	12番 上原 孝
13番 五十嵐 彰	14番 清水 強	15番 牧繪 雄一郎
16番 折笠 正勝	23番 久保埜 徳雄	

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司	平野 宏一
齊藤 啓治	小林 政秋	白滝 光彦	小林 正義
綿貫 一成	高宮 文男	松本 香	

2 欠席委員

(1) 農業委員

吉村 清正

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 真一 清水 増彦

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	坂井 晃
	次長	松縄 浩一
	係長	橋立 理
中郷区駐在室	主任	野坂 公子
板倉区駐在室	副主任	上原 敏明
清里区駐在室	副主任	近藤 宏一
名立区駐在室	主任	高橋 理彦

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

12番 上原 孝 15番 牧繪 雄一郎

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第5条第1項許可の取消しについて
- 議案第2号 農地法第3条許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(中郷区)

- 報告第1号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 報告第1号 農用地利用集積計画変更について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数 12 人、出席委員数 11 人、欠席委員数 1 人で出席委員が過半数なので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第一農地部会推進委員数 17 人、出席推進委員数 15 人、欠席推進委員数 2 人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが、会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。議席番号議席番号 12 番 上原孝委員、議席番号議席番号 15 番 牧繪雄一郎委員の両名を指名します。</p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、コロナ禍でもあることから、しばらくの間、全員での唱和を休止し、代わりに代表者が憲章を読み上げ、他の皆さんは黙読するという形をとります。</p> <p>次回から読み上げ者は、議事録署名委員にお願いしますが、今回は、事務局職員が読み上げるので、皆さんは、読み上げに合わせて黙読をお願いします。</p> <p>それでは、事務局、お願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができますので、積極的に意見等を述べていただきたいと思います。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」></p> <p>報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号 2 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>1 頁、報告第 1 号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号 2 番の 1 件を取り止めたので報告します。</p> <p>先月の農地部会で報告したとおり、届出農地に賃貸借契約が存在していることが判明したことから受理通知したものを取止めたものです。</p> <p>また、関連案件として当該賃貸借契約の 18 条解約及び改めて、同一内容での転用</p>

	届出が提出されています。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	特に質問等がないようなので、報告第1号「農地転用届出書の受理通知をしたもの取り止めについて」、1件を承認します。
議長	<報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号111番から114番までの4件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	2頁、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号111番から114番までの4件の届出書を受理したので報告します。 番号111番及び112番は、労力不足により解約するものです。 番号113番は、先ほど説明したとおり、転用するに当たり、設定されていた賃貸借契約を解除するものです。 番号114番も転用申請するに当たり、設定されていた賃貸借契約を解除するものです。 関連議案は備考欄に記載のとおりです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	特に質問等がないようなので、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、4件を承認します。
議長	<報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」> 報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号6番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	3頁、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号6番の届出書を受理したので報告します。 転用目的は、「一般個人住宅」です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

議長	<p>特に質問等がないようなので、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、1件を承認します。</p>
	<p><報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号76番から86番、及び71番1の12件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>4頁、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号76番から86番、及び71番1の12件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「集合住宅」3件、「資材置場」2件、「駐車場」1件、「宅地造成」1件、「一般個人住宅」3件、「敷地拡張」2件の計12件です。</p> <p>なお、番号71番1は、記載のとおり、前回の農地部会で報告した番号71番について、改めて届出があったものです。</p> <p>全体の転用面積が1,000㎡を超える案件は、6頁以降にそれぞれ位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、12件を承認します。</p>
	<p><議案第1号「農地法第5条第1項許可の取消しについて」></p>
議長	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可の取消しについて」、番号1番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>9頁、議案第1号「農地法第5条第1項許可の取消しについて」、番号1番の1件を説明します。</p> <p>この案件は、令和3年4月農地部会で許可を得た案件ですが、生活排水について、当初、農業集落排水への接続を予定していましたが、経費がかかることから合併浄化槽による排水に計画を変更したところ、地元町内会からの同意が得られず、結果として都市計画法第29条第1項の開発許可がおりなかったことから許可を取消すものです。</p>

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	下水道に接続するか、合併浄化槽を使用するかは個人の自由ではないのでしょうか。
(事務局) 橋立	地元町内会は管理の容易さから下水道の接続を薦めていますが、申請者は合併浄化槽による処理を望んでおり、町内会の同意が得られなかったと聞いております。
議長	他に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第1号「農地法第5条第1項許可の取消しについて」、原案のとおり許可を取消すことに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第1号「農地法第5条第1項許可の取消しについて」、原案のとおり許可を取消すことに決定します。
	<議案第2号「農地法第3条許可申請について」>
議長	議案第2号「農地法第3条許可申請について」、番号15番及び16番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	10頁、議案第2号「農地法第3条許可申請について」、番号15番及び16番の2件を説明します。 番号15番は労力不足、番号16番は離農により、それぞれ所有権を移転するものです。 別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	番号16番について、弁護士が保佐人となっていますが、保佐人は全ての財産を処分する権限があるのでしょうか。
(事務局) 橋立	家屋や宅地も含めた全ての財産を家庭裁判所の許可の範囲内で、管理する権限があります。

議長	<p>他に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
	<p><議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」></p>
議長	<p>議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号19番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>11頁、議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号19番の1件です。</p> <p>番号19番は、下馬場地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建築するものです。位置図及び土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在、アパートに居住していますが、子供ができ、手狭となったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可は可能となります。</p> <p>工期は令和3年9月30日から令和4年5月15日までです。</p> <p>土地利用計画は住宅1棟及びカーポートで、所要面積は申請面積431㎡で実測面積が431.26㎡、一体利用する宅地部分の面積が226.37㎡、合計で657.63㎡。建築面積は100.73㎡で建ぺい率は15.31%となります。</p> <p>基準の22%を満たしませんが、分筆しても、狭隘な土地となり利便性が低く耕作困難な農地となることからやむを得ないと判断しました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものとして判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p>

	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定 13 件、所有権移転 5 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号 439 番から 443 番までの 5 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>14 頁、議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号 439 番から 443 番までの 5 件を説明します。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、5 件、田 32 筆 41,336 m²、畑 1 筆 72 m²です。</p> <p>番号 440 番は、20 年程前から申請農地を管理している本家である譲受人に所有権を移転するものです。</p> <p>番号 442 番は、「所有権移転あっせん申出に係る買入協議」の対象農地について、農地中間管理機構が買入れた農地を譲受人に売り渡すものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
白滝委員	<p>番号 442 番について、10 a 当たりの単価が高いと思うが、どうでしょうか。また、中間管理機構を通じている理由はなんでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>譲受人が設定した対価額は、ほ場整備が終了したほ場であることから高いと思われます。他の地区も同様の単価で設定しているとのことです。また、中間管理機構を通じて手続きを行うと譲渡所得の特別控除が 1,500 万円となることから、利用したものです。</p>
高島委員	<p>番号 443 番について、対価額が「0 円」となっている理由はなんでしょうか。</p>

(事務局) 橋立	譲渡人は、地元におらず無償でいいから譲渡したいとの考えから、地元の方に譲渡するものです。
議長	続きまして、利用権設定、番号 426 番から 438 番までの 13 件について、事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	<p>16 頁から 20 頁まで、利用権設定、番号 426 番から 438 番までの 13 件を説明します。</p> <p>内訳は、利用権を設定する土地、3 年以内 1 件、3 年超 6 年以内 1 件、6 年超 10 年以内 1 件、10 年超 10 件、合計 13 件、田 106 筆 121, 539. 22 m²、畑 1 筆 179 m²です。</p> <p>番号 428 番から 438 番までの新規案件は、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」></p> <p>議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 3 件の実質化された人・農地プランを上程します。担当課の説明を求めます。</p>
(農政課) 布施	<p>21 頁、議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 3 件です。</p> <p>今回は、「1 実質化された人・農地プラン」1 件と「2 実質化された人・農地プランの変更」2 件についての意見照会です。</p> <p>22 頁、「1 実質化された人・農地プラン」番号 1 番は、8 人の認定農業者が中心経営体となって農地集約に取り組んでおり、区域内農地面積の約 8 割を集積している状</p>

	<p>況です。</p> <p>「2 実質化された人・農地プランの変更」1 番及び2 番の2 件は、地区内農地全てが中心経営体に集積されていますが、5～10 年後も、引き続き中心経営体に集積されるよう、2 地区とも同じ地区外認定農業者 1 名を新たに中心経営体に加え、集落の営農体制を整えたものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号について、「意見なし」として意見決定することに決定します。</p>
議長	<p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
	<p><報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」></p>
議長	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」、番号 7103 番及び 7104 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>1 頁、報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」、7103 番及び 7104 番の 2 件の届出書を受理したので、報告します。ともに、賃借料の減額に伴う変更です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」、2 件を承認します。</p>
	<p><議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」></p>
議長	<p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 7101 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区)	<p>2 頁、議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 7101 番の 1 件</p>

野坂	<p>です。</p> <p>番号 7101 番は、「資材置場」に転用するものです。それぞれ位置図及び土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>当該農地は長年耕作放棄地だったため、平成 28 年に譲受人と譲渡人が合意し、資材置場として当時から現在まで利用しており、改めて転用申請があったものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地に該当するため、第 2 種農地に該当し、転用は可能です。</p> <p>土地利用計画は、資材、重機、砂利置場です。</p> <p>土木・建築工事等を営む譲受人の本店に近接する土地で、周辺地に同等の面積を有する代替地はなく、また雨水は地下浸透で周辺農地に影響を及ぼす恐れもないため、利用計画は妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定 6 件、所有権移転なしを上程します。</p> <p>利用権設定番号 7157 番から 7162 番までの 6 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>5 頁から 8 頁まで、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号 7157 番から 7162 番までの 6 件を説明します。</p> <p>内訳は、利用権を設定する土地、3 年以内 4 件、3 年超 6 年以内 1 件、6 年超 10 年以内 1 件の合計 6 件、田 10 筆、23,973 m²です。</p> <p>番号 7157 番から 7160 番までは再設定です。7161 番と 7162 番はすでに申請農地で耕作を行っており、利用権設定の手続きが漏れ落ちていたため、この度、改めて設定するものです。</p>

	<p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>議案第 2 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p><議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」番号 7503 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7503 番の 1 件について説明します。</p> <p>譲渡人は、3 年前に板倉区から合併前上越市に転居し、今後の農業継続が困難なことから、所有農地を知り合いの譲受人に所有権移転し、離農するものです。</p> <p>別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を上程します。</p> <p>所有権移転、番号 7651 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>3 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転、番号 7651 番の 1 件を説明します。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、1 件、田 3 筆 4,804 ㎡です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8121 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8121 番の 1 件の届出書を受理したので報告します。</p>

	<p>解約事由は地主が他者へ売却するために、現契約を解約するもので、関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
金子委員	<p>土地の引渡しは 8 月 18 日となっているが、この時期の水田は耕作されている。作付されている作物の収穫はどうするのでしょうか。</p>
(清里区) 近藤	<p>現在、耕作している方が稲刈りまで行います。</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、1 件を承認します。</p>
議長	<p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定 7 件、所有権移転 1 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号 8157 番について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>3 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号 8157 番を説明します。</p> <p>内訳は、所有権を移転する土地、1 件、田 1 筆 2,922 m²です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>続きまして、利用権設定、番号 8150 番から 8156 番までの 7 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>4 頁及び 5 頁、利用権設定、番号 8150 番から 8156 番までの 7 件を説明します。</p> <p>内訳は、利用権を設定する土地、6 年超 10 年以内 5 件、10 年超 2 件、合計 7 件、田 30 筆 16,401 m²です。</p> <p>いずれも新規案件で、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているも</p>

	<p>のと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p><報告第1号「農用地利用集積計画変更について」> 報告第1号「農用地利用集積計画変更について」、番号9501番及び9502番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>1頁、報告第1号「農用地利用集積計画変更について」、番号9501番及び9502番の2件の届出書を受理したので報告します。 ともに賃借料の減額に伴う変更です。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、報告第1号「農用地利用集積計画変更について」、2件を承認します。</p>
議長	<p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他> その他に入ります。 事務局から何かありませんか。 本日の農地部会を終了します。</p>